

令和2年8月31日

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

特定保健用食品部 会員各位

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

特定保健用食品部長 土田 博

特定保健用食品の審査手順の明確化および
特定保健用食品の申請に係る処理状況フローの活用について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業に関し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会 特定保健用食品部 技術部会では、部会活動の一環として、特定保健用食品の審査手順の明確化について検討を進めてまいりました。

この中で、特定保健用食品の申請書受領から許可書発行に至るまでの省庁内手続きの「見える化」に取組み、消費者庁食品表示企画課へ照会した結果、審査手順は別添「特定保健用食品の申請に係る処理状況フロー」（以下 フロー）であることを確認いたしました。

また、特定保健用食品の表示許可申請を行った事業者が、消費者庁に審査状況を確認する際に、別添のフローを用いて確認したい旨をお伝えいただくことで、消費者庁から同フローを用いて、どの段階であるかについて回答をいただけることとなりました。

これにより審査状況をこれまでより明確に把握することができ、申請者と消費者庁における審査状況に関する認識のずれが生じにくくなることが期待されますので、是非ご活用ください。

なお、この件に関しましてご質問等がございましたら、特定保健用食品部までご連絡ください。

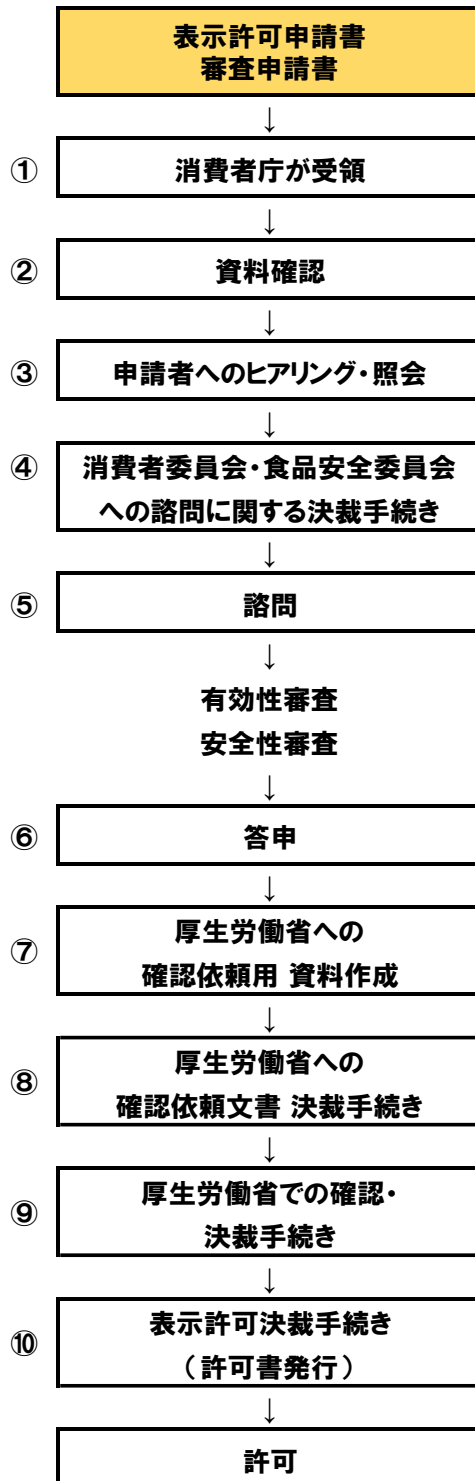
敬具

問合せ先：特定保健用食品部 E-mail tokuho@jhnfa.org

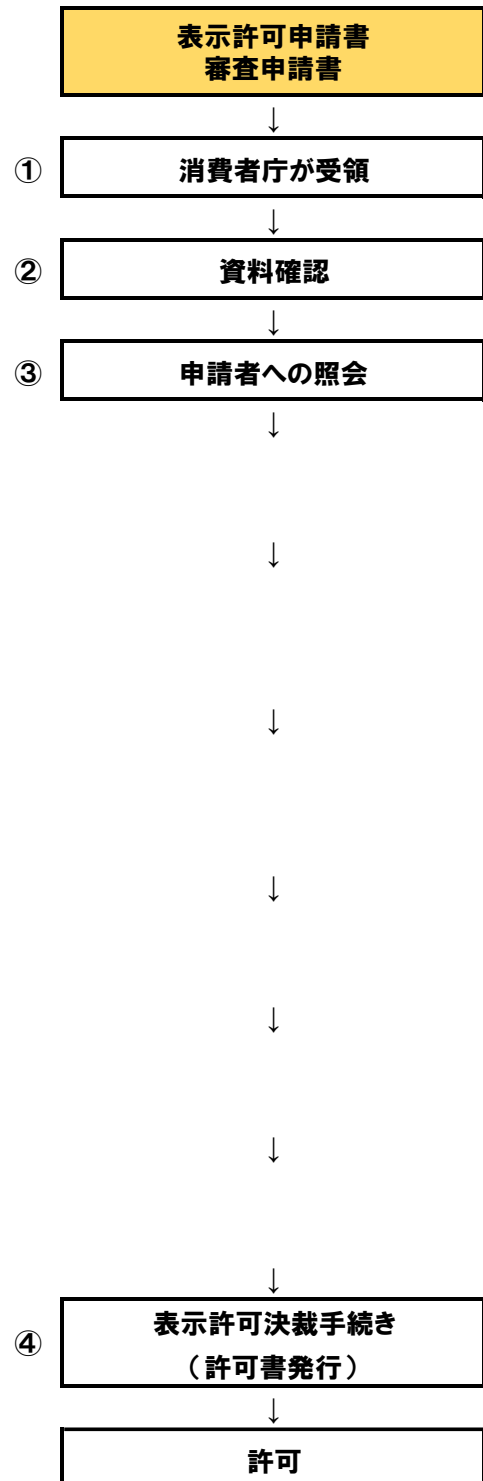
(別添)

「特定保健用食品の申請に係る処理状況フロー」

【通常の特定保健用食品】



【規格基準型・再許可特定保健用食品等】



- ・特定保健用食品表示許可申請中の事業者が、消費者庁に当該食品の審査状況を確認する際には、上記のフローを利用することができます。
- ・上記のフローを利用して審査状況を確認したい場合は、消費者庁食品表示企画課への問合せの際にその旨をお伝えすると、同フローに基づいた回答が得られます。
- ・審査状況の問合せ先は、消費者庁食品表示企画課 電話：03-3507-9220 です。

以上